

全建労発第 93 号

平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省土地・建設産業局長より標記について、平成 27 年 1 月 30 日付けの新労務単価（平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価）の上昇が確実に技能労働者の賃金の引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、別添通知の趣旨をご理解いただき技能労働者への適切な賃金の支払いやインフレスライド条項の適用等について、貴会会員企業に対し周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

以上